

産休・育休・病休の取扱いについて

| 区分 | 産前・産後 | 育児休業 | 病気休暇 |
|----------------|--|--|--|
| 労働基準法、育児・介護休業法 | 労働基準法 第65条（産前産後） 第1項 使用者は、 <u>6週間以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。</u> 第2項 使用者は、 <u>産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。</u> ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 ※ <u>計14週（98日）</u> | 労働基準法 第89条 （就業規則作成及び届出の義務） 第1項第1号（休日、休暇等） ※ 育児休業の取扱いについて、「就業規則」等に定め、届け出る義務がある。 育児・介護休業法 第2条及び第5条 ※ 労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。）は、その事業主に申し出ることにより、子が <u>1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。</u> | 労働基準法 第89条 （就業規則作成及び届出の義務） 第1項第1号（休日、休暇等） ※ 労働者を使用する使用者は、休暇の取扱いについて、「就業規則」等に定め、届け出る義務がある。 |
| 国家公務員（非常勤） | 人事院規則15-15 （非常勤職員の勤務時間及び休暇） 第4条（年次休暇以外の休暇） 第2項（無給の休暇） 第1号及び第2号 ※ 労働基準法の第65条第1項、第2項と同じ。 ※ <u>計14週（98日）</u> | ※ <u>適用外</u> | 人事院規則15-15 （非常勤職員の勤務時間及び休暇） 第4条（年次休暇以外の休暇） 第2項（無休の休暇）第6号 ※ 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、一の年度において <u>10日間</u> の範囲内の期間 |
| 地方公務員 | ※ 条例、地方公共団体の規則、又は、公営企業管理者の定める規程、労働協約の定めによる | | |
| その他開設者 | ※ 病院・大学において定められている「就業規則」等の規定による。 | | |
| 司法修習生 | （特に定めなし） | （特に定めなし） | 司法修習生に関する規則 第6条 司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった70日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。 ※ 70日を超える場合については、必要履修期間不足となり最終考試受験不可。 なお、修習期間を延長し、最終考試を受験させるか、次年度に不足期間を履修させるかは、ケースバイケース。 ※ 現在の司法修習期間は1年6月。平成10年度まで司法修習期間は2年間。司法修習生に関する規則第6条に定める期間は90日であった。 ※ 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。 （裁判所法第67条第2項） |